

まちなみ企画課からのお知らせ (☎537-5968)

◎看板などの屋外広告物の安全点検を行います

1月22日に市内で震度5強の地震が発生しました。災害時などには、老朽化した広告物の落下事故等が心配されます。看板などの屋外広告物の所有者・管理者は今一度、安全点検をお願いします。

◎ご存じですか? 屋外広告物制度

屋外広告物を掲出するときは、景観に配慮し、公衆への危害を防止するため、原則許可が必要です。許可手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

空き家相談出張窓口を開設します

無料

☎6月16日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時

☎J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ

☎空き家問題全般

☎空き家の所有者や管理者、将来空き家になる可能性がある家屋を所有している人、近隣に空き家がある人など

☎事前予約は不要

☎住宅課(☎585-6012)



鳥獣被害防護柵資材の購入費を助成します

鳥獣被害を防ぐための電気柵、トタン柵、鉄線柵の資材購入費の一部を助成します(上限あり)。

☎5年2月末日までに防護柵を設置する個人・団体

☎事前に申請書の提出が必要です(購入後の申込みはできません)。

☎☎林業水産課(本庁舎8階 ☎585-6021)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所に備え付けの申請書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、5年1月31日(火)〈予算の枠に達し次第終了〉までに各備え付け場所へ。

無料人権相談を行います

☎7月6日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時

☎相談内容: 人権問題について
相談員: 人権擁護委員

☎☎人権啓発センター(ヒューレおおいた) (J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)

保健所衛生課からのお知らせ (☎588-2200 ☎536-2704 ☎536-2854)

①狂犬病予防注射はお済みですか

狂犬病予防注射は、すべての犬に毎年4月1日～6月30日の間に1回受けさせることが法律で定められています。

②3年度食品衛生監視指導計画実施結果
市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者に対する衛生指導などを実施しました。規格基準や県食品衛生指導基準を超えたものについては、事業者に対し、衛生状況の改善などを指導しました。

③食中毒を予防しましょう

高温多湿な時期は食中毒が発生しやすくなります。食中毒予防3原則(清潔、迅速・冷却、加熱)を守りましょう。

④貯水槽水道の管理のお願い

水道水を受水槽に貯めて給水する施設(貯水槽水道)では、次の衛生管理を行ってください。

●水槽の清掃(年1回以上) ●水槽の定期点検(汚れやひび割れ、ふたの施錠、異物の混入など) ●蛇口からの水の色、臭い、味などの確認 ※10㎡を超える受水槽および高置水槽は法定検査の義務があります。

「1%応援事業」応援届出を受け付けます

応援したい団体を選んで市に届け出ること、あなたが納めた個人市民税の1%相当額が、その団体に補助金として交付されます。

☎18歳以上の市民および18歳未満で前年度の個人市民税納税者

☎☎届出申込みは、6月1日(水)から7月31日(日)まで。市民協働推進課(本庁舎2階)、各支所、各地区公民館で配布する「応援届出特集号」内の届出用紙(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、同課(☎537-7251)へ。

市障がい児巡回教育相談を行います

無料

開催日	時間	場所
7月12日(火)		坂ノ市公民館
15日(金)		植田公民館
21日(木)		大分市教育センター
28日(水)		大分東部公民館
30日(土)	午前9時30分	大分市教育センター
8月1日(日)	午後4時15分	大分南部公民館
5日(金)		大分市教育センター
8日(月)		大分西部公民館
17日(水)		坂ノ市公民館
20日(土)		大分市教育センター

☎家庭での接し方、保育、教育、就学手続きに関すること

☎5年度就学予定で障がいのある子どもの保護者または関係者(保育士、教員など) ※秘密は厳守します。

☎☎市教育センター(碩田町三丁目 ☎533-7744)に備え付けの教育相談票(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、7月8日(金)までに同センターへ。

農業用ため池での魚釣りは違法行為です

農業用ため池は、農業目的以外での使用が認められていません。そのため、無断で立ち入ることは、違法行為となります。また、無断で侵入した人による転落死亡事故も発生しています。地元農業者以外の人は立ち入らないよう、お願いします。

☎生産振興課(☎537-5629)

廃棄物対策課からのお知らせ (☎537-7953)

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の提出

産業廃棄物管理票交付者は、管理票に関する報告書の提出義務があります。3年度実績を6月30日(木)までに提出してください(電子マニフェストを利用した場合は除く)。

◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)の保管状況などの届け出

ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器を保管・所有している事業者は、PCB廃棄物などの保管および処分状況の届け出義務があります。3年度実績を6月30日(木)までに提出してください。

マーク・略語について

☎…日時・期間 ☎…場所 ☎…内容 ☎…講師 ☎…対象 ☎…定員
☎…料金 ☎…申込み ☎…持ち物 ☎…その他 ☎…問い合わせ

グリーンスローモビリティの実験運行を行っています

窓ガラスがなく、開放感のある低速電動モビリティ「グリーンスローモビリティ」の実験運行を、野津原・佐賀関・大南地域で行っています。

☎運行期間: 5年3月末までの平日(土・日曜日、祝日は運休)

☎☎各地域での運行ルートや時刻表など詳しくは、市ホームページをご覧ください。都市交通対策課(☎537-5969)へ。



市民税課からのお知らせ

◎4年度市民税・県民税を決定します

市民税・県民税を金融機関等の窓口、コンビニエンスストアなどで納める人(普通徴収)に、「税額決定・納税通知書」と「納付書」を6月中旬に郵送します。市民税・県民税を口座振替で納める人(普通徴収)や公的年金から天引き(特別徴収)される人には、「納付書」は同封せず「税額決定・納税通知書」のみを郵送します。また、会社や官公庁等に勤め、毎月の給与から天引き(特別徴収)される人には、「税額決定通知書」が、会社などを通じて配布されます。

なお、申告期限の個別延長が適用され、3月16日以降に税務署で所得税の確定申告をした人は、申告内容が税額通知書に反映できていない場合があります。この場合は、後日、変更通知書を送付しますのでご了承ください。

◎公的年金を受給している65歳以上のひとへ

日本年金機構などから支給される公的年金には、年金から市民税・県民税を天引き(特別徴収)して市区町村へ納入する「特別徴収制度」が適用されます。ただし、公的年金以外の所得がある場合、その所得に係る税額は給与からの天引き(特別徴収)や普通徴収(納付書や口座振替)で納めてください。なお、年金所得は、それ以外の所得と分けて計算しますので、二重に課税されるものではありません。

☎市民税課(☎537-5729、☎537-5730)

市民課からのお知らせ

(☎537-5615 ☎578-6112)

①印鑑登録証明書の取得

印鑑登録証明書を取得する際、印鑑登録証を提示する方法に加え、本人によるマイナンバーカードの提示でも印鑑登録証明書が取得できるようになりました。

②マイナンバーカードセンター(大分オーバ2階)でマイナンバーカードの申請と受け取り(要予約)ができます

☎利用可能日: 月～日曜日 午前10時～午後6時 ※ただし、第3土曜日およびその翌日の日曜日、祝日、年末年始、システムメンテナンス日等は閉所します。

③マイナポイント申込支援窓口を開設します

マイナポイントの予約、申込み支援を行っています。

☎受付窓口: 本庁舎1階中庭出入口付近、マイナンバーカードセンター(大分オーバ2階)、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センター

障害基礎年金の障害状態確認届(診断書)は誕生月末日までに提出を

障害状態確認届(診断書)が届いたときは、医師に「診断書」欄を記載してもらい、提出期限(誕生月の末日)までに同封の返信用封筒で郵送するか、大分年金事務所に提出が必要です。期限内に提出がなかった場合、障害年金の支給が停止されることがありますのでご注意ください。

☎国民年金室(☎537-5617)

介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

次の要件すべてに当てはまる人は介護保険施設の居住費・食費の負担が軽減されます。

①生活保護受給者または市民税非課税世帯(別世帯の配偶者含む)

②預貯金等が基準額以下の人(単身と夫婦では基準額が異なります)

※現在、交付している認定証の有効期限は7月31日(日)です。引き続き認定を受ける場合は更新申請が必要です。

☎更新申請は、6月20日(月)から長寿福祉課または各支所で受け付けます。

☎長寿福祉課(本庁舎1階 ☎537-5742)

お知らせ

税制課からのお知らせ (☎537-5673 ☎537-7314)

①市税の証明・閲覧申請手続き

市税・資産に関する証明や閲覧申請の際には、マイナンバーカードや運転免許証などで、申請者の本人確認を行います。本人以外が申請する場合は、本人が作成した委任状が必要です。

※6月10日(金)からは、証明窓口が混雑します。マイナンバーカードをお持ちの方は、一部証明をコンビニ交付サービスやオンライン申請により取得できます。また郵送請求も行って

います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

②農耕作業車・小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず申告が必要です

乗用装置付きトラクターやコンバインなどの農耕作業車、フォークリフトなどの小型特殊自動車の所有者は、軽自動車税(種別割)の申告が必要です。まだ申告していない人は税制課(第2庁舎3階)または東部・西部資産税事務所、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。なお、申告に必要なものなど詳しくは、お問い合わせください。

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています(4年度は7月～9月に実施予定)。調査の結果、耕作放棄地があった場合は、所有者に対して農地の利用意向調査を実施します。

☎農業委員会事務局(☎585-5076)

ノーマライゼーションの推進を目的としたイベント開催、自己啓発事業を行う団体・個人等に対し補助金を交付します

☎☎申請希望の際は、事前相談をお願いします。 ※申込期限: 6月30日(木) 申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。 ☎☎更新申請は、6月20日(月)から長寿福祉課または各支所で受け付けます。 ☎☎長寿福祉課(本庁舎1階 ☎537-5742)